

世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託（単価契約）に係る公募型プロポーザル 募集説明書

次のとおり、プロポーザルを実施します。

なお、本プロポーザルは令和 9 年度契約の準備行為であり、契約の締結は本業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

1 事業概要

1.1 契約件名

世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託（単価契約）

1.2 事業目的

本事業は、世田谷区一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」に向け、世田谷区（以下「区」という。）が収集した不燃ごみ全量を資源として効率的に循環させるために資源化処理を行うことを目的とする。

1.3 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があり、かつ令和 10 年度以降の契約については、前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

1.4 履行場所

受託者施設

1.5 業務内容

区が搬入する不燃ごみ全量を受託者の施設で引き取り、適切に資源化処理を行い、再資源化を行う事業者を引き渡し等を行う。

※業務内容の詳細については、別紙「仕様書」参照。

1.6 提案限度価格

令和 9 年度 477,609,000 円（消費税込み）

※令和 10 年度以降の契約については令和 9 年度と同等の見込みとすること。

2 参加資格要件

参加表明書の提出時点で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員ではない者及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 「世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

- (7) 仕様書の別紙「不燃ごみに含まれる主要品目」に記載の品目について、本契約において受け入れ及び資源化処理が可能であること。
- (8) 資源化処理後、国内で循環させるための安定的なルートを有していること。
- (9) 本事業を履行する上で必要な施設、機材等を有していること。
- ① 処理の種類「破碎」が可能であること。
 - ② 「金属くず」「廃プラスチック類」「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」の処理が可能であること。
 - ③ 1日平均14t程度を処理可能であること。
- (10) 受入施設が希望丘中継所（世田谷区船橋7-21-15）から最短道路距離で30km以内かつ東京23区内に所在すること。
- (11) 令和6年度以降において、自治体との不燃ごみ全量資源化事業または同等事業の契約実績を有していること。

3 参加表明書の提出

3.1 提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
参加表明書	様式1	1部	必要事項を記載し、代表者印を押印すること。
産業廃棄物処分業 許可証の写し		1部	
法人の事業経歴・ 概要	様式2	1部	なるべく簡潔にまとめること。会社パンフレットも可とする。
納税証明		1部	都道府県民税・市町村民税に滞納がないことが確認できるものであること。
契約実績		1部	契約書の写し等、自治体との契約実績が確認できるもの。

3.2 交付場所

「12 担当部課」の窓口及び区ホームページ

3.3 交付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月21日（水）まで

※窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

3.4 提出先

「12 担当部課」のとおり

3.5 提出方法

持参または郵送

3.6 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時

3.7 招請通知

「3.1 提出書類」の内容を確認後、参加資格要件を満たす事業者に対しては、本件担当より提案書の招請通知を書面で送付する。

3.8 参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、「様式5 参加辞退届」を提出すること。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書の提出者の選定は行わず、資格要件の確認のみを行う。

ただし、提案書提出事業者が4者以上の場合は書類審査を実施し、上位3者程度をヒアリング審査の対象事業者として選定する。

5 質問の提出手続

本業務委託に対して質疑があるときは、「様式3 質問票兼回答書」を提出し、回答を受け取ることができる。

5.1 提出期間

令和8年10月28日（水）から令和8年11月4日（水）午後5時まで

5.2 提出方法

（1）提出先

「12 担当部課」のとおり

（2）提出方法

電子メール

5.3 回答方法

招請通知を送付した全ての事業者に電子メールで回答する。なお、辞退した事業者には送付しない。

5.4 区回答期限

令和8年11月10日（火）

6 提案書等の提出手続

6.1 提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
提案書提出届	様式4	1部	必要事項を記入し、 <u>代表者印</u> を押印すること。
提案書	様式自由 規格はA4判とする	正本1部 副本4部	事業者名全てにマスキング処理を施すこと。 ※書面の場合は副本のみマスキング処理を施すこと。 一般的ではない用語等には注釈をつけること。
見積書	様式自由	1部	消費税込みの金額を記載すること。

6.2 提出方法

（1）提出先

「12 担当部課」のとおり

（2）提出方法

電子メール、持参または郵送

※原則電子メールにてPDF形式で提出すること。持参または郵送で提出する場合は、電子メールにてPDF形式で別途提出すること。

※郵送の場合、書留によること。（提出期限必着）

6.3 提出期限

令和8年11月20日（金）午後5時

6.4 提案書記載事項

提案書は、次の「表 1. 提案書記載項目」の提案書番号順に作成し、インデックスをつけること。また、事業者のこれまでの実績等を踏まえ、事業を効果的に実施するための提案を具体的に記載すること。

表 1. 提案書記載項目

提案書番号	記載内容
事業者について	
1	<u>業務体制</u> (1) 受入施設の人員体制 (2) 受入施設の概要（処理能力、保有資機材、周辺環境の保全、火災防止策）
2	<u>契約実績</u> 令和 6 年度以降の他自治体との不燃ごみ全量資源化事業または同等事業の契約実績について
3	<u>危機管理体制</u> 災害や設備の故障等に対する危機管理体制及び事業の継続性や復旧について
資源化について	
4	<u>資源化処理の方法及び用途</u> 資源化処理の方法及び資源化処理後の引き渡し先や用途について、フロー図等を用いて具体的に記載。なお、仕様書別紙「不燃ごみに含まれる主要品目」に記載の品目については必ず記載すること
特定のテーマ	
5	<u>搬入前に区に求める対応</u> 搬入にあたり、区に事前の処理や配慮を求める品目や対応方法の提案。なお、仕様書別紙「不燃ごみに含まれる主要品目」に記載の品目については必ず記載すること
6	<u>搬入不適物（不燃ごみ以外）</u> 区の不燃ごみに分類されないもので、搬入不適物となるものが搬入された際の対応について 例）家電 4 品目、ラドン温泉器、消火器等
7	<u>搬入待機時間</u> 受入施設の都合で搬入待機時間が発生している時間等について記載し、あわせて待機を回避する方法があれば記載すること。
8	<u>見積金額</u>

6.5 提案書の作成要点

提案書については、以下の要点により作成すること。

- (1) 提案書は、上記「表 1. 提案書記載項目」に基づき、見やすいものを作成すること。なお、提案書は、白黒コピーを想定した作りとすること。
- (2) 提案書の本文に用いる文字の大きさは 12 ポイント以上とする。

(3) 一般的ではない用語等には注釈をつけること。

(4) 提案書の表紙に、以下の項目を記載すること。

①宛名

世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課 あて

②件名

世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託（単価契約）提案書

③提出年月日

実際の提出年月日を記入

6.6 見積書の作成要点

(1) 業務を履行するために必要な内容及び経費を記載すること。

(2) 金額は円単位とすること。

(3) 参考とする見積資料も含め有印のこと。

(4) 以下の項目を記載すること。

①宛名

世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課 あて

②件名

世田谷区不燃ごみ全量資源化処理委託（単価契約）見積書

③提出年月日

実際の提出年月日を記入

7 審査と選定結果の通知

7.1 審査概要

選定委員会を設置し、評価基準に基づいて審査を実施する。審査においては、提案書、見積書、プレゼンテーション、ヒアリングにより総合的に評価し、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

7.2 提案書を特定するための評価基準

以下の基準で評価を行う。

(1) 事業者の業務体制及び実績

(2) 資源化処理の方法及び処理後の用途

(3) 搬入前に区に求める対応及び条件

(4) 提案内容の実現性及び事業目的との親和性

7.3 審査の流れ

(1) 「6 提案書等の提出手続」のとおり提案書を提出。

※提案書提出事業者が4者以上の場合は書類審査を実施し、上位3者程度をヒアリング審査の対象事業者として選定する。なお、書類審査を実施する場合は、「7.2 提案書を特定するための評価基準」により審査を行うこととする。

(2) 提案書のプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング形式の審査を実施。

(3) ヒアリングの内容を踏まえ、評価点が最も高い事業者（1者）を受託候補者として選定する。なお、審査結果については後日通知する。

7.4 審査形式（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

提出された提案書の内容に基づき、事業者からのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング審査を行う。

（１）事業者より提案書の説明（プレゼンテーション）を２０分程度行う。用いる資料は提案書のみとし、追加資料の配付等は認めない。なお、説明にあたり必要な機器等は持参すること。

（２）プレゼンテーション実施後、選定委員によるヒアリングを２０分程度行う。

7.5 審査日時

令和８年１２月中旬（予定）

※審査日時の案内や書類審査を実施した場合の結果については、書面で通知する。

7.6 審査結果

審査結果は、令和８年１２月下旬（予定）に書面で通知する。

7.7 選定委員

委員長：環境政策部長 秋山 武徳

委員：環境政策部参事（清掃事業再編担当） 池田 豊

環境政策部清掃・リサイクル推進課長 計良 亨

8 留意事項

8.1 応募に関する留意事項

（１）応募事業者の義務

①応募事業者は、提案書に関して区から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

②応募事業者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

（２）配付書類などの扱い

①応募事業者の募集において区が配付した書類は、本件への応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

②応募にあたり知り得た区の情報について、区の許可なく公表、利用してはならない。

（３）提出書類等の扱い

①提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提案書類等の内容が無償で利用できるものとする。

②参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、区では一切負担しない。

③本選定過程で提出された資料等は返却しない。

8.2 契約締結に関する留意事項

（１）本プロポーザルは令和９年度契約の準備行為であり、契約の締結は本業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

（２）提案書が特定された事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

（３）本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。

9 失格事由

- (1) 提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合
- (2) 招請通知後、参加資格がないことが判明した場合
- (3) 選定に関して自己を有利とするまたは他の参加者を不利とするため、選定委員会委員または区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (4) その他選定に関して不正な行為または公序良俗に反する行為をした場合

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 「12 担当部課」に同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件であるため詳細は別紙を確認すること。

11 スケジュール

令和8年 10月 7日（水）	公告・募集説明書の交付
～10月21日（水）	
10月21日（水）	参加表明書の提出期限
10月26日（月）	参加表明書提出者への提案書招請通知
10月28日（水）	質問受付
～11月 4日（水）	
11月10日（火）	質問回答期限
11月20日（金）	提案書の提出期限
12月中旬（予定）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
12月下旬（予定）	審査結果および特定結果の通知

12 担当部課

郵便番号：〒156-0056

住 所：世田谷区八幡山2丁目7-1 砧清掃事務所4階

担 当：世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課事業担当

受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

電話番号：03-6304-3297